

葉山町議会議員政治倫理条例新旧対照表(案1)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会議員政治倫理条例 平成14年11月12日条例第25号</p> <p>(議員の配偶者等の請負等に関する遵守事項)</p> <p>第12条 議員の配偶者及び一親等の親族が役員をしている企業又は次の企業(各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、その額が300万円を超えないものを除く。)は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、町(町が出資その他財政的援助等を与えている法人を含む。)に対する工事等の契約(下請負を含む。)を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業</p> <p>(2) 議員が報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業</p> <p>(3) 議員が役員をしている企業又はその経営方針に関与している企業</p>	<p>○葉山町議会議員政治倫理条例 平成14年11月12日条例第25号</p> <p>(議員の配偶者等の請負等に関する遵守事項)</p> <p>第12条 議員の配偶者及び一親等の親族が役員をしている企業又は次の企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、町(町が出資その他財政的援助等を与えている法人を含む。)に対する工事等の契約(下請負を含む。)を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業</p> <p>(2) 議員が報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業</p> <p>(3) 議員が役員をしている企業又はその経営方針に関与している企業</p>

※「～工事等の契約(下請負を含む。)を辞退するよう努めなければならない。」という現在の規定を残すならば、努力義務とはいえ、議員のなり手不足への対策を趣旨とする地方自治法第92条の2の規定の改正の趣旨には反する面があるため、「**地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、**」の一文を削除する改正(案)についても検討すべきではないか?

葉山町議会議員政治倫理条例新旧対照表(案2)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会議員政治倫理条例 平成14年11月12日条例第25号</p> <p>(議員の配偶者等の請負等に関する遵守事項)</p> <p>第12条 議員の配偶者及び一親等の親族が役員をしている企業又は次の企業は、<u>地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重するとともに</u>、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、町(町が出資その他財政的援助等を与えている法人を含む。)に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。)をする場合には、<u>議員の場合に準じて、議長に報告</u>しなければならない。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業 (2) 議員が報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業 (3) 議員が役員をしている企業又はその経営方針に関与している企業</p>	<p>○葉山町議会議員政治倫理条例 平成14年11月12日条例第25号</p> <p>(議員の配偶者等の請負等に関する遵守事項)</p> <p>第12条 議員の配偶者及び一親等の親族が役員をしている企業又は次の企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を<u>尊重し</u>、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、町(町が出資その他財政的援助等を与えている法人を含む。)に対する工事等の契約(下請負を含む。)を<u>辞退するよう努め</u>なければならない。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業 (2) 議員が報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業 (3) 議員が役員をしている企業又はその経営方針に関与している企業</p>